

[事案 2025-56] 新契約無効請求

・令和8年2月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年10月に契約した定期保険について、以下の理由により、既払込保険料を返してほしい。

- (1)この保険は掛け捨てではない、積立金になると説明されたが実際には掛け捨てだった。
- (2)契約前に将来の試算や受け取り額の推移の説明がなかった。
- (3)令和4年8月に積立金の額の確認と経費関係の税理士への説明のため、募集人に問い合わせたところ、資料をまとめて報告すると返答しておきながら連絡がないままだった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は「積立金」という言葉は使っていない。「掛け捨てではない」という点につき、募集人から設計書の説明の中で、解約返戻金を受領したいのであればどこかで解約する必要があること等を説明している。
- (2)令和4年8月に申立人が主張するような質問はなされていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況、令和4年8月に申立人から募集人に対してなされた依頼の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。